

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 電力等価格高騰緊急支援給付金

## (7万円の追加給付分)のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力等価格高騰緊急支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **9万円**  
 国給付金7万円  
 +  
 村追加給付金2万円

### 給付金の支給時期

令和6年 2月15日受付分まで… 2月29日  
 令和6年 2月29日受付分まで… 3月15日  
 令和6年 3月15日受付分まで… 3月29日

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
 の世帯

令和5年1月～12月の収入が  
 減少し **「住民税非課税相当」**  
 の収入となった世帯(家計急変世帯)

**お知らせ通知が  
 届いた世帯**

確認書が  
 届いた世帯

**口座の変更等が  
 なければ  
 手続き不要です**

**返送が必要です**

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



◆申請期限：令和6年3月15日(金)  
 申請時点で住民登録のある市区町村に  
 申請してください。  
 申請用紙は役場窓口にあります。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年12月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、王滝村役場から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 中身を確認して、王滝村役場に**返送してください**。



### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

**世帯の中に、令和5年12月1日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に王滝村役場の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の確定している収入と11月、12月分の収入見込額）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに王滝村役場の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

王滝村役場福祉健康課住民係  
**0264-48-2001**

受付時間 平日8:30~17:15

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）の規定により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

この給付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業です。